



国際シンポジウム「地球温暖化と農業とのかかわり」

—農業分野における温室効果ガス排出量取引に関する課題と展望—

温暖化プロジェクト研究チーム

農林水産政策研究所では、2011年2月2日（木）、国連大学ウ・タント国際会議場において、農業分野の温室効果ガス排出量取引に関する国際シンポジウムを開催しました。これは、プロジェクト研究「我が国農業分野における地球温暖化対策の評価手法の開発等に関する研究」⁽¹⁾の一環として実施したものです。シンポジウムでは、冒頭の筒井副大臣の挨拶に続き、国内外における第一線の研究者や行政官からの講演⁽²⁾の後、パネルディスカッション及び一般参加者との質疑応答を行いましたので、その概要をご紹介します。

1 基調講演「低炭素社会と排出量取引制度」

京都大学大学院
経済学研究科

教授 植田 和弘 氏
(中央環境審議会 地球環境部
会 国内排出量取引制度小委
員会委員長)



日本の排出量取引制度が環境政策にどのように位置づけられるのか、また、日本の排出量取引制度をどのように設計すべきなのかについて説明がなされました。

この中で、植田氏は、炭素排出量の見える化、排出削減動機の誘発、削減の費用を排出主体が負担するという公正な費用負担といった三つの観点から、炭素に価格をつける必要があり、排出量取引制度をその方法の一つとして議論すべきであることが指摘されました。また、農業分野における排出量取引制度設計の課題として、大規模工場などの他の産業と違い、農業活動に伴って面的に排出され、かつ、その単位が相対的に小さい温室効果ガスの排出量をモニタリングするためには費用が割高になってしまうことや、従来の農業・環境政策との整合性をとる必要があることが述べられました。

2 講演「ニュージーランド排出量取引制度—農業分野を中心に—」

ニュージーランド 環境省
排出量取引制度運用チーム長
ケット・ブラッドショウ 氏



ニュージーランドでは、2008年から排出量取引制度が導入され、2015年から農業分野も義務的参加の対象となる予定です。現在検討が進められている農業分野における排出量取引制度設計の内容や課題について説明がなされました。

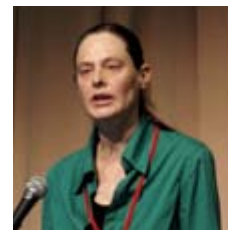
この中で、ケット氏は、制度導入に向けて、2010年

に具体的な参加対象を決定して以降、例外として適用除外とする基準や、排出量算定に用いる排出係数など制度の詳細についてもすでに検討が進められていることが報告されました。また、ニュージーランドにおける制度検討のこれまでの経験から得られた知見として、排出量取引の制度設計には時間をかけ段階的に制度を構築し、専門家による科学的知見による検証を行うことが重要であると述べられました。

3 講演「オランダ園芸分野の温室効果ガス排出削減の取組について」

オランダ 経済・農業・技術
革新省

プログラムマネージャー
ヨランダ・モウリッツ 氏



オランダでは、「Greenhouse as a Source of Energy」（エネルギー源としての温室）プログラムを設定し、様々な戦略を実施していることが紹介されました。このプログラムでは、2020年までにCO₂排出量をゼロにし、エネルギーニュートラルな新しい温室を経済ベースに乗せるという意欲的な目標を掲げています。このプログラムを実現するための政策手段の一つとして、「CO₂システム」が紹介されました。このシステムは、温室栽培セクター全体に定められたCO₂上限値を個々の企業に分配し、上限値を上回った企業にはペナルティを課し、下回った企業には政府が交付金を払うというものです。これにより、小規模のエネルギー集約型企業に適した費用対効果の高いCO₂削減策となると説明されました。

4 講演「韓国における排出量取引の取組」

韓国農村経済研究院
環境研究チーム長

キム・チャンギル 氏



韓国では、2010年に成立した低炭素グリーン成長基本法に基づき、温室効果ガス削減や省エネルギー化を促進するため、排出量取引制度の導入の準備が進められており、その本格的な導入に向けた試行的な取組が進められています。この法律に基づくグリーン成長プログラムと農業分野における排出量取引制度の検討状況について報告がありました。また、今後の韓国における排出量取引制度の設計においては、制度の導入が農家の新たな収入源となることが重要であるとの見方が示されました。

5 講演「我が国農業分野における排出量取引の課題と展望」

農林水産政策研究所

研究員 澤内大輔

我が国で2008年に導入された「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」の取組の一つである国内クレジット制度について、農業分野の取組に関する現状と課題について報告がありました。さらに、2010年度から取り組んでいる自身の研究成果として、ハウス農家を例にし、生産物価格や重油価格などの変動がある下で、国内クレジット制度への参加が、省CO₂機器投資の経済性に及ぼす影響の分析結果が紹介されました。



6 講演「排出権取引と農業をめぐる政治経済学」

学習院女子大学

国際文化交流学部

教授 荘林幹太郎 氏

農業と地球温暖化問題、そして、排出量取引制度の関係について説明がありました。

世界的規模でみた地球温暖化と農業との関係、そして、農業政策と農業環境政策との整合性について説明があり、これらを踏まえ、排出量取引制度において農業をどう取り扱うべきかという論点とその政治経済的意味合いが指摘されました。この中で、荘林氏は、農業の特殊性を考慮すると、農業分野での温暖化緩和策の確実な実施のためには、環境直接支払もしくは排出量取引によるオフセット化が有効であるという見解を示しています。



7 パネルディスカッション・質疑応答

前述の講演者に、ニュージーランド農林省気候変動・天然資源グループ政策分析官のエリカ・ヴァン・リーネン氏が加わり、コーディネーターとして農林水産政策研究所次長の渡部靖夫が参加してパネルディスカッションを実施し、排出量取引制度の導入に際しての課題及びその克服法を議論しました。

ケット氏とヴァン・リーネン氏からは、ニュージーランドでは、農業に関しては2015年の導入が早

すぎるという見方があり、現在各国で排出量取引制度が見直されている中、実際にうまく機能するのかが懸念されている一方で、ニュージーランドの温室効果ガスの50%は農業から発生しており、農業分野で温室効果ガスの削減をやらざるを得ず、現在は農業セクターに緩和措置の導入を検討中との説明がなされました。

また、モウリッツ氏からは、オランダでは温室効果ガスへの依存からの脱却のため、主に温室栽培セクターで排出量取引やCO₂キャップ制の導入が検討されており、任意のキャップを導入することは既に合意されていると説明がありました。さらにキム氏からは、農業が温室効果ガス排出源であり同時に吸収源でもあるため、この両側面を踏まえた排出量取引制度を設計し、農業者の収入源にすることが重要との指摘がありました。

日本の排出量取引制度の設計について、澤内研究員は、今の国内クレジット制度の方法でもクレジット価格の付け方によっては小規模な農家に対しても温室効果ガス削減のメリットが生じるので、現行の国内クレジット制度を拡張していくのも一つの方法であるとし、アジア農業特有の温室効果ガス排出源である水田からのメタン排出については、削減効果のモニタリングの難しさが障壁になっている点が指摘されました。

一般参加者の方々との質疑応答では、森林部門の取り扱いや、農地への風力・太陽光発電の導入の見通しなどがパネラーに質問されました。森林部門への排出量取引導入に関してニュージーランドからは、かつて森林だった場所を開拓して農地にし、さらにそれをまた森林に戻すことでカーボンクレジットを付与することには問題があるとの認識が示されました。また、ニュージーランドの状況として、風力・太陽光発電の導入は小規模農家では対応できないこと、電力会社が電力買い取りを想定していないことなど、普及には多くの課題があると回答されました。

(文責 田中耕一郎)

注

- (1) 農林水産政策研究所プロジェクト研究(2010年度~2012年度)「我が国農業分野における地球温暖化対策の評価手法の開発等に関する研究」では、我が国の農業分野における地球温暖化対策について、諸外国での取組の比較分析を踏まえ、経済や環境に与える影響や国内クレジット制度参画の影響を予測する手法を開発しています。さらに、国内外の取組の比較分析を踏まえ、経済的評価手法及びコベネフィット(相乗便益)の評価指標を開発しています。詳しくはこちらをご覧ください。http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/gaiyo/kadai_itiran/pdf/hp_7ondanka.pdf
- (2) 講演資料につきましてはこちらをご覧ください。<http://www.maff.go.jp/primaff/meeting/kaisai/2010/110202.html>